

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和7年6月1日)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0479(76)8181 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当

生活相談員 須田 博
課長代理 加藤 洋

※ご不明な点はおたずねください。

2. 多古特別養護老人ホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

| | |
|----------|----------------------------------|
| 施設名 | 多古特別養護老人ホーム |
| 所在地 | 千葉県香取郡多古町南玉造460番地の36 |
| 介護保険指定番号 | 介護老人福祉施設 1275100012 (千葉県高施第242号) |

(2) 同施設の職員体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計(名) |
|---------|----------|--------|-----|---------|------|
| 管理者 | 有 | 1 | | 管理業務 | 1 |
| 医師 | 有 | | 1 | 健康管理・診療 | 1 |
| 介護支援専門員 | 有 | 1 | | 介護支援業務 | 1 |
| 生活相談員 | 有 | 2 | | 生活相談 | 2 |
| 管理栄養士 | 有 | 1 | | 栄養管理 | 1 |
| 機能訓練指導員 | 准看護師 | 3 | | 機能訓練 | 3 |
| | 理学療法士 | | | | |
| 事務職員 | | 3 | | 事務 | 3 |
| 看護職員 | 看護師 | 2 | 1 | 健康管理 | 3 |
| | 准看護師 | 3(兼務3) | | | 3 |
| 介護職員 | 介護福祉士 | 25 | 6 | 日常の介護 | 31 |
| | 実務者研修修了者 | 2 | | | 2 |
| | 初任者研修修了者 | | | | |
| | その他 | 3 | 6 | | 9 |

(3) 同施設の概要

| | | | |
|-----|-----------------|----------------------------|---------|
| 定 員 | 84 名 | 静 養 室 | 1 室 1 床 |
| 居 室 | 4人部屋 | 17室 (1室36m ² ~) | 医 務 室 |
| | 2人部屋 | 5室 (1室26m ² ~) | 食 堂 |
| | 個 室 | 6室 (1室12m ² ~) | 機能訓練室 |
| 浴 室 | 一般浴槽と特殊浴槽があります。 | | 談 話 室 |
| | | | 相 談 室 |

3. サービスの内容

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 施設サービス計画の立案 | ⑧特別食の提供 |
| ② 食事 (7:30 12:00 18:00) | ⑨理美容サービス |
| ③ 入浴 (週2回) | ⑩行政手続代行 |
| ④ 介護 | ⑪日常費用支払い代行 |
| ⑤ 機能訓練 | ⑫所持品管理 |
| ⑥ 生活相談 | ⑬レクリエーション等 |
| ⑦ 健康管理 | |

4. 利用料金

(1) 料金表

① 基本サービス費

| | |
|-------|-------------------|
| | 1日の基本サービス費 (1割負担) |
| 要介護度1 | 589 円 |
| 要介護度2 | 659 円 |
| 要介護度3 | 732 円 |
| 要介護度4 | 802 円 |
| 要介護度5 | 871 円 |

② 加算料金

| | | |
|---------------|---|--------|
| 科学的介護推進体制加算Ⅰ | 入所者毎の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 | 40円／月 |
| 科学的介護推進体制加算Ⅱ | Iに加え疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している場合 | 50円／月 |
| 夜勤職員配置加算Ⅰ口 | 夜間帯において基準より多く職員を配置 | 13円／日 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 介護職のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上配置 | 22円／日 |
| 日常生活継続支援加算Ⅰ | 新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上であり、介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上であること。 | 36円／日 |
| 初期加算 | 入所後30日間または30日超の入院から退院後30日に限り加算 | 30円／日 |
| 外泊時費用 | 入院・外泊期間のうち初日と最終日を除き、ひと月6日を限度に算定 | 246円／日 |

| | | |
|---------------------|---|---------|
| 療養食加算 | 医師の発行する処方箋に基づき、管理栄養士によって管理され適切な栄養量及び内容を有する特別な食事を提供時に算定 | 6円/回 |
| 看護体制加算Ⅰ2 | 常勤の看護職員を配置 | 4円/日 |
| 看護体制加算Ⅱ2 | 一定数以上の看護師を配置 | 8円/日 |
| 再入所時栄養連携加算 | 入院中に施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合 | 200円/月 |
| 褥瘡マネジメント加算Ⅰ | 褥瘡の発生を予防するため計画的に支援した場合 | 3円/月 |
| 褥瘡マネジメント加算Ⅱ | Ⅰの算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に褥瘡が発生しない場合 | 13円/月 |
| 排泄支援加算Ⅰ | 排泄に介護を要する入所者に対し多職種が協同して支援計画を作成し支援した場合 | 10円/月 |
| 排泄支援加算Ⅱ | Ⅰに加えおむつ使用有から使用なしに改善した場合 | 15円/月 |
| 排泄支援加算Ⅲ | Ⅰに加え排尿、排便のいずれかが改善し、かつおむつ使用からなしに改善した場合 | 20円/月 |
| 経口移行加算 | 経管により食事を摂取している入居者に対し医師の指示のもと多職種共同で経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画書を作成し管理栄養士及び看護職員による支援が行われた場合 | 28円/日 |
| 経口維持加算Ⅰ | 摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、医師等の指示のもと多職種協働で経口維持計画書を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合。 | 400円/月 |
| 経口維持加算Ⅱ | 協力歯科医療機関を定めている場合で、経口維持加算(Ⅰ)において行う会議に歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。 | 100円/月 |
| 口腔衛生管理加算Ⅰ | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者の口腔ケアを月2回行う。歯科衛生士が介護職員に具体的な技術助言を呼び指導を行う。必要に応じて、歯科衛生士が介護職員からの相談等を受ける。 | 90円/月 |
| 口腔衛生管理加算Ⅱ | 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施にあたり当該情報をその他の口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する | 110円/月 |
| 安全対策体制加算 | 指定介護福祉施設サービスを行った場合初日のみ算定 | 20円 |
| 看取り介護加算Ⅰ (対象者のみ) | 対象者のみ、死亡日以前31日以上45日以下 | 72円/日 |
| | 対象者のみ、死亡日前4日以上30日以下 | 144円/日 |
| | 死亡日の前日及び前々日 | 680円/日 |
| | 死亡日 | 1280円/日 |
| 配置医師緊急時対応加算 | 配置医師の勤務時間外の場合 | 325円/回 |
| | 早朝・夜間の場合 | 650円/回 |
| | 深夜の場合 | 1300円/回 |
| 協力医療機関連携加算1 | 相談・連絡体制を常時確保し緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関の場合(令和6年3月31日迄は100円/月) | 50円/月 |
| 協力医療機関連携加算2 | 1以外の協力医療機関の場合 | 5円/月 |

| | | |
|-----------------|--|--------------|
| 生産性向上推進体制加算Ⅰ | <p>① 利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会にて、以下（一）～（四）について検討および実施の定期的な確認を行う</p> <p>（一）業務効率化、質向上、職員の負担軽減に資する機器（介護機器）を活用する場合の利用者の安全、ケアの質の確保</p> <p>（二）職員の負担軽減、勤務状況への配慮</p> <p>（三）介護機器の定期的な点検</p> <p>（四）業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるための職員研修の実施</p> <p>② ①の取り組みおよび介護機器の活用による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績がある</p> <p>③ 介護機器を複数種類活用している</p> <p>④ ①の委員会で職員の業務分担の明確化等による業務効率化、質の確保、負担軽減を検討・実施し、実施を定期的に確認</p> <p>⑤ 事業年度ごとに①③④の取組による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告</p> | 100円／月 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ | <p>① (I) ①を満たす</p> <p>② 介護機器を活用している</p> <p>③ 事業年度ごとに①②の取組による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告</p> | 10円／月 |
| 認知症専門ケア加算Ⅰ | <p>① 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の50%以上</p> <p>② 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合1名以上配置、20名以上は10名ごとに1名以上配置</p> <p>③ 職員間で認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施</p> | 3円／日 |
| 認知症専門ケア加算Ⅱ | <p>① Iの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、施設全体で指導等を実施</p> <p>② 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が10名未満の場合、実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可</p> <p>③ 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施または実施を予定</p> | 4円／日 |
| 安全管理体制未実施減算 | 運営基準における事故の発生または再発を防止する措置が講じられていない場合 | -5円 |
| 栄養管理の基準を満たさない場合 | | -14円 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | | 所定単位数の90%で算定 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | | 所定単位数の99%で算定 |
| 業務継続計画未策定減算 | | 所定単位数の97%で算定 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 所定単位数にサービス別加算率14%を乗じた単位数を加算 | |

※所定単位数とは（基本サービス費+介護職員処遇改善加算以外の加算）×利用日数

※介護保険一割負担の金額を記載しておりますが、負担割合により金額が変わることがあります。

(2) その他介護保険の給付対象とならないサービス

| | 食費 | 居住費（多床室） | 居住費（従来型個室） |
|--------|--------|----------|------------|
| 第4段階以上 | 1,445円 | 915円 | 1,231円 |
| 第3段階② | 1,380円 | 430円 | 880円 |
| 第3段階① | 650円 | 430円 | 880円 |
| 第2段階 | 390円 | 430円 | 480円 |
| 第1段階 | 300円 | 0円 | 380円 |

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用

※ 実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

※ 朝食 300円 昼食 625円 夕食 520円 朝昼夕 1445円

② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料〈建物設備等の減価償却費等〉）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額、室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられます、7日目からは居住費がかかります。

③ 理美容代

利用者の希望により理美容サービスを実施しております。 料金は実費となります。

④ 預り金等管理費（入所者の預り金等の管理） 月額2,000円

⑤ 特別な食事の提供（実費）

⑥ 書類のコピー代金（1枚10円）

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるもの（衣類・嗜好品等）にかかる費用をご負担いただきます。

◎ おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 基本料金の減免措置

① 社会福祉法人による減免措置

② 介護保険負担限度額認定証による居住費・食費の軽減

(4) 支払方法

毎月、25日（休日・祭日の場合は前営業日となります）に利用者の口座（入所時に【銚子商工信用組合の口座を新設いたします】）より引き落としさせて頂きますので、20日までに利用者の口座へのご入金、または事務所までお持ちください。お支払い方法は、口座引き落としです。

5. 入退所の手続

(1) 入所手続き

入所が決定した場合、契約を締結します。契約の有効期間は要介護認定の期間と合わせます。ただし、入所要件を満たせば、自動的に更新できます。

(2) 契約の自動終了

- ① 在宅への復帰、他の介護保健施設や認知症対応型共同生活介護施設へ入所した場合
- ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ③ 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合
- ④ 利用者が死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ⑤ 2015年4月以降に入所した場合、要介護1または要介護2の認定を受けた時点で「特例入所の要件」に該当しない場合は退所となります。
- ⑥ その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うようお願いしたにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又は利用者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所して頂く場合がございます。この場合契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者が可能な限り、その生活においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活の世話および機能訓練を行うことにより利用者の心身の維持および家族の身体ならび精神的負担の軽減を図るよう支援する。また利用者の家族と連携を図るよう勤める。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有 無 | 備 考 |
|--------------|-----|-----------------------|
| 男性介護職員の有無 | 有 | 日常生活全般において。 |
| 従業員への研修の実施 | 有 | 定期的に議題にそった研修を実施しています。 |
| サービスマニュアルの作成 | 有 | 定期的に再検討する。 |

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 : 自由（8時30分から17時30分まで。その他時間においては事前に連絡をいただければ可能です）面会時には事務所前の面会簿にご記入下さい。
体調不良がある場合はお断りする場合があります。
- ・外出、外泊 : 事前にご連絡を下さい。
- ・飲酒、喫煙 : 希望により契約の中で内容確認を行う。喫煙は全面的に禁止しております。
- ・設備、器具の利用 : 希望により契約の中で内容確認を行う。
- ・金銭、貴重品の管理 : 基本的には持ち込み禁止。又は事務管理として行う。
- ・所持品の持ち込み : 契約の中で内容確認を行う。
- ・宗教活動 : 周囲の人への勧誘等禁止します。

7. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

- 施設は、指定介護老人福祉施設のサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行いません。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置します。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - (3) 当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

10. 虐待防止に関する事項について

- 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

 - (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
 - (2) 入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
 - ・必要性に応じて青年後見人制度の利用支援を行います。
 - ・その他必要な措置を講じます。

11. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡します。また、連絡先変更時は施設まで申出て下さい。

12. 事故発生時の対応

- 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、千葉県、当該利用者の家族に対して連絡、報告を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者における事故が当該施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
- 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

13. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 マニュアルに基づいて（火元確認=初期消火=通報及び非難=人員確認等）
- ・ 防災設備 防災設備器具に対する理解、点検（消火器・スプリンクラー・誘導灯・非常口・探知機等）
- ・ 防災訓練 年3回実施
- ・ 防火責任者 須田 博

14. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設利用者相談・苦情担当

担当

- ・ 生活相談員 須田 博
- ・ 課長代理 加藤 洋

電話0479(76)8181

② 市町村の相談・苦情窓口（多古町保健センター）

市町村名：多古町

担当：保健福祉課

電話0479(76)3185

③ 千葉県国民健康保険連合会

担当：介護保険課 苦情処理係

電話043(254)7428

15. ハラスメント対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であってサービス提供上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

16. 感染症や業務継続計画の策定

事業所は感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに 感染症の予防および蔓延防止のための訓練を定期的に実施する。
- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 4 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

17. 当社の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 ハ光聰
代表者役職・氏名 理事長 鈴木 康利
本部所在地・電話番号 匠ヶ崎市安久山310-5 (八日市場学園)
0479(74)1181

定款の目的に定めた事業

1. 障害者支援施設 : 八日市場学園
2. 特別養護老人ホーム : 多古特別養護老人ホーム
3. 軽費老人ホーム : 多古ケアハウス
4. 障害者支援施設 : ありのみ学園
4. 老人ディサービス事業
5. 老人短期入所事業
6. 居宅介護支援事業
7. 認知症対応型共同生活援助事業 : 多古グループホーム
8. 老人居宅介護等事業 : 訪問介護すずの音

施設・拠点等
特別養護老人ホーム 1ヶ所
短期入所生活介護 1ヶ所
介護予防短期入所生活介護 1カ所
通所介護 1ヶ所
介護予防通所介護 1カ所
居宅介護支援事業所 1ヶ所
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 1ヶ所

18. その他